

旭川市立忠和中学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月(令和5年5月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある「決して許されない行為」です。

本校では、すべての教職員が「いじめを積極的に認知することは、いじめへの対応の第一歩である」という認識のもとに、積極的ないじめの認知と家庭や地域、教育委員会などと連携・協働し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決のための取り組みを推進してまいります。

とりわけ、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの認知」、「いじめの重大事態」等について全教職員で再確認するとともに、「いじめではないか」と疑いを持った教職員が一人で抱え込まないよう、学校いじめ対策組織で情報共有し、迅速かつ組織的な対応に努めてまいります。

一方、昨年度のいじめアンケート調査や教育相談などでは、「嫌な思いをした」という訴えが複数件ありました。その内容は、「悪口」「陰口」「仲間はずれ」や「SNSでの誹謗中傷」などでした。

いずれも、相手の気持ちを考えて行動することができれば、心を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることはなかったはずです。

そこで令和5年度は、教育目標に掲げられている「広い心」を合い言葉に、自己肯定感、 人権教育、情報モラルの育成を重視してまいります。

具体的には、「自分と同じように、誰もがみんなそれぞれよさをもっている」「みんなと同じように、自分にもよさがある」「性格が違う人、体格が違う人、考え方やものの受け取り方が違う人」など、自他を尊重することを基盤に、自分自身のよさを自覚することで周りのよさに気付いたり、周りの人に認められることで自分に対する自信を高めてほしいと願っております。

生徒会が主体となるいじめの未然防止の取組としては、全校生徒参加型の集会や標語作成などを通して、「いじめは絶対に許されない」という意識を高めてまいります。また、本校生徒会と忠和小学校児童会とが連携し、いじめ根絶に向けた取組の交流などを実施したいと考えております。

このように、「個と集団が共に輝ける温かな学校づくり」にチーム忠和で努めてまいります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心 して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじ めが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍 する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ ているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。) をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- O 金品をたかられる。
- O 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 〇 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- 〇 いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在 や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 〇 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や 人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、 自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め 合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標(指標)

令和4年度の本校のいじめの実態については、認知件数は29件で、態様については、悪口・陰口を言われた、嫌なことをされた、仲間はずれにされた、SNS等を介したインターネット上での誹謗・中傷などがあり、相手の気持ちを考えて発言、行動することやこれまでの本校の課題となっている情報モラルの育成が課題となっています。

一方で、本校の生徒のいじめに関する認識については、中学校3年生を対象とした令和4年度全国学力・学習状況調査における生徒質問紙の「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との問いに対して、本校の生徒は「当てはまる」と答えた割合が、昨年度と同様の94.9%となるなど、全国(82.6%)・全道(84.0%)よりも12%以上高い割合となっています。1、2年生においても同様の傾向があり、令和4年度のいじめに関するアンケートにおいて、「いじめはどんなことがあっても許されない」と考えている生徒は、1年生で97%(令和3年度96%)、2年生で96%(令和3年度97%)となるなど、ほとんどの生徒が「いじめは許されないもの」と考えています。

また、「いやな思いをしたとき、友人に相談する」が全学年で約61%(令和3年度60%)、「父や母に相談する」が全学年で約54%(令和3年度57%)、「先生に相談する」が約35%(令和3年度40%)となっている一方で、誰にも相談しない」と回答した生徒の割合が、全学年で約7%(令和3年度13%)に改善されていることから、今後もきめ細やかな相談体制を構築するとともに、いじめの防止等に関係する様々な機関と連携を図りながら、いじめの早期発見・早期対応に努める必要があります。

令和5年度の本校のいじめに関わる指標については、積極的にいじめを認知するとともに、いじめの解消率100%を目指します。また、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答する生徒の割合を5%以下にするとともに、「先生に相談する」と回答する割合を45%程度とするなど、相談体制の充実を図ります。

2 生徒が主体となった取組の推進

生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組については、生徒会が主体となり「学校いじめ防止基本方針(生徒版)」を見直すとともに、全校生徒参加型の集会を実施し、「いじめ」や「いじり」について考えたり、相手を思いやる言葉を考えたりして、生徒1人1人がいじめ防止の取組を理解し、主体的に参加できる活動の工夫を行います。

また、本校生徒会と忠和小学校児童会と連携を図り、中体連生活部が主催する「生活学習 Actサミット」で協議された内容や本校の全校集会で話し合われた内容などについて、忠和小学校と交流し、いじめ防止に向けた取組を小中連携して推進します。







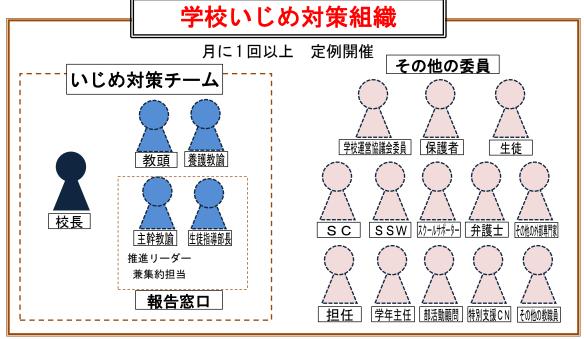
3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題について、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するために、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長及び学年主任など、複数の教職員や必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する関係者等を加えた「学校いじめ対策組織」を設置します。

「学校いじめ対策組織」は、月に1回以上、スクールカウンセラーを交え、定例の会議を開催し、いじめの早期発見及びいじめの解決に努めます。

また、早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口の役割等を担います。



(2) 学校いじめ対策組織の役割

本校では「学校いじめ対策組織」の役割として以下のことを位置付けます。

- 1 いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- 2 いじめの疑いに情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 3 情報の迅速な共有及び関係生徒に対する聴き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割。
- 4 いじめが解消に至るまで、いじめを受けた生徒への支援内容・情報共有・教職員の 役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割。
- 5 いじめを受けた生徒への支援,いじめを行った生徒への指導,対応方針の決定と保護者の連携等の対応を組織的に実施する役割。
- 6 学校いじめ防止基本方針の年間計画に基づき、校内研修を企画し計画的に実施する役割
- 7 学校いじめ防止基本方針が適正に昨日しているか、点検、見直しを行う役割。
- 8 いじめ対策チームの会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・ 保管する役割

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒がいじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ・いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議 や校内研修において周知し,教職員全員の共通理解を図ります。
- (仮称) 「旭川市いじめ防止条例」に関する学習を行い、理解の推進を図ります。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・教育活動全体を通じた,道徳教育の充実,読書活動・体験活動などの推進により, 生徒の社会性を育む取組を進めます。
- •「CAP あさひかわ」による、中1の生徒を対象にした人権教育プログラムの実施 など、人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の 存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう, 一人一人を大切 にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助 長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めます。
- •自己肯定感や自己有用感などは,生徒の発達段階に応じて身に付くものであることを踏まえ,小中連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

本校では、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、本校では、いじめの早期発見のため、次のことについて取り組みます。

- 1 日常の観察やふれあい活動,定期的なアンケート調査,ストレスチェックの活用, 教育相談の実施などにより、早期発見に努めます。
- 2 生徒が日頃から教職員に相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 3 生徒や保護者に保健室やスクールカウンセラーの利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年組 <u>記入者</u>	【記入日	月 日
次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してく	<mark>ださい。</mark>	
田常の行動や様子等 □ 遅刻・欠席・早退が増えた。		名コーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコー
授業や給食の様子 教室にいつも遅れて入ってくる。	生徒D 〔 〔 〔 〔 〔	5名]]]
清掃や放課後の様子 □ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。	Ì	長名 〕 〕 〕 〕 〕

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月•木 8:45~20:00 火•水•木 8:45~17:15

- ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
 - <電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110(ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

原則、木曜日に来校します。事前に都合のよい日時をお知らせ下さい。

旭川市立忠和中学校 TEL61-5300

6 いじめへの対処

本校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止め させます。
 - いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
 - ・生徒の生命,身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは,直ちに警察等の関係機関と連携し、適切な援助を求めます。
- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援
 - いじめを受けた生徒から事実関係の確認を迅速に行い、保護者に伝えます。
 - いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。
- (3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言
 - ・いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
 - いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
 - 事実関係の確認後、保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止め させることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
 - 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。
- (5) 性に関わる事案への対応
 - ・他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否 かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対処を行います。
 - 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な 役割分担を行います。
 - 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
 - チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

- (6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応
 - 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、関係する学校との緊密な連携の下、学校相互間の連携協力します。

7 いじめの解消

本校では、単に加害生徒からの謝罪をもって、安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、次の2つの要件を満たしているかを確認し、解消の判断をします。

- (1)いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当期間(目安として3か月)継続していること。
- (2)いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し面談等を通じて確認できること

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】 くいじめの把握> いじめを受けた生徒や保護者 周囲の生徒や保護者 養護教諭等学級担任以外の教職員 スクールカウンセラー(SC) その他 学級担任 生徒アンケート調査や教育相談 学校以外の関係機関や地域住民 <いじめの報告> 把握者 報告窓□ → 集約担当 → 校長・教頭 いじめ対策組織会議の開催 【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織会議)】 口事実関係の把握 口いじめ認知の判断 口「いじめ対処プラン」の作成(指導方針,指導方法,役割分担等の決定)口全教職員による共通理解 ロSCや関係機関等との連携の検討 【いじめ対策組織による対処】 いじめを受けた生徒及び保護者への支援 〇 いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言 SCなどによる心のケア 周囲の生徒への指導 関係機関(教育委員会、警察、子ども総合相談センター)との連携 いじめを受けた生徒 いじめを行った生徒 周囲の生徒 □組織体制を整え、いじめを 口いじめは,他者の人権を侵 □いじめを傍観したり、はや 止めさせ,安全の確保及び す行為であり, 絶対に許さ し立てたりする行為は許さ 再発を防止し, 徹底して守 れない行為であることを自 れないことや、発見したら 覚させるなど、謝罪の気持 り诵す。 周囲の大人に知らせること 学 □いじめの解消の要件に基づ ちを醸成させる。 の大切さに気付かせる。 校 き,対策組織で継続して注 口不満やストレスを克服する 口自分の問題として捉え、い じめをなくすため, よりよ い学級や集団をつくること 視するとともに, 自尊感情 力を身に付けさせるなど, いじめに向かうことのない を高める等、心のケアと支

 \bigcirc いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断



よう支援する。

な助言を行う。

る。

□迅速に事実関係を説明し,

家庭における指導を要請す

口保護者と連携して以後の対

応を適切に行えるよう協力 を求めるとともに、継続的

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - □事実の整理、指導方針の再確認

援に努める。

説明する。

ついて説明する。

庭

□家庭訪問等により, その日

口今後の指導の方針及び具体

的な手立て, 対処の取組に

のうちに迅速に事実関係を

- ロスクールカウンセラーなど外部 の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
 - 口生徒指導体制の点検・改善
 - □教育相談体制の強化
 - 口児童生徒理解研修や事例研究 等, 実践的な校内研修の実施
- 0 教育内容及び指導方法の改 善• 充実
 - □生徒の居場所づくり, 絆づくり など, 学年・学級経営の一層の
 - 口道徳教育の充実等, 児童生徒の 豊かな心を育てる指導の工夫
 - 口分かる授業の展開や認め励まし 伸ばす指導, 自己有用感を高め る指導など,授業改善の取組
- 家庭, 地域との連携強化

の大切さを自覚させる。

口いじめを受けた生徒及び保

護者の意向を確認し、教育

的配慮のもと, 個人情報に

留意しながら, 必要に応じ

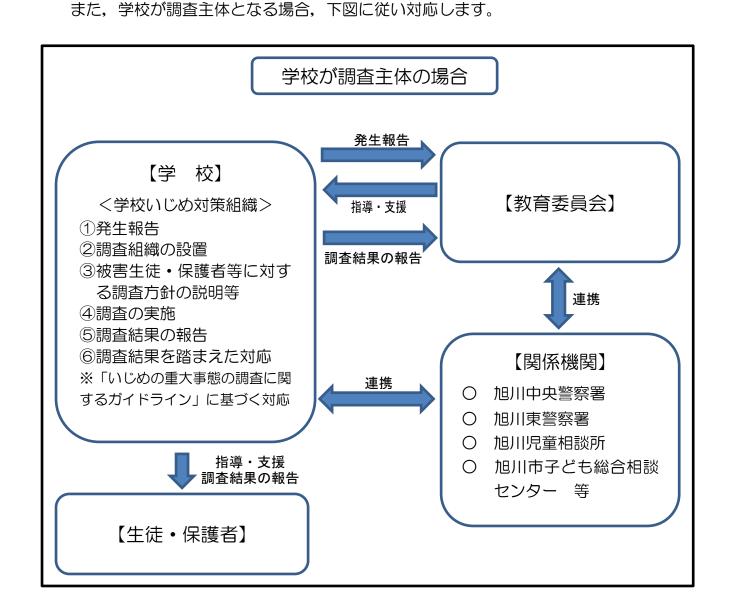
て今後の対応等について協

力を求める。

- 口教育方針やいじめ防止の取組等 の情報提供や教育活動の積極的 な公開
- □学校評価を通じた学校運営協議 会等によるいじめの問題の取組 状況や達成状況の評価
- □生徒のPTA活動や地域行事へ の積極的な参加による豊かな心 の醸成

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに教育委員会に報告します。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

本校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を次のように実施します。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止 プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表, 地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- ・いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)等の外部専門家を加えて対応する。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

本校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう 情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- 警察等,関係機関と連携し、生徒にインターネットトラブルの未然防止に向けた 講話や授業を行い、生徒に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

11 忠和中学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月(強調月間)
教職員	〇学校いじめ対策組織会議・学校いじめ防止基本方針の策定・生徒、保護者への説明内容・学校ホームページ等での公開・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解	〇学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 〇市主催「人権教育プログラム研修会」への参加	○校内研修 ・人権教育プログラム研修会(5月)参加者からの環流報告 ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討
	〇学校ネットパトロール ※通年で実施する	○校内研修 ・ <u>改訂版</u> 基本方針の内容の共通理解	○教育相談 (いじめアンケートを 受けて)
生徒	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○基本方針(生徒版)策定・各学級での検討,周知	〇いじめアンケート調査① 〇生徒会が主体となった未然 防止の取組(標語作成)
		〇教育相談(担任と生徒)	〇中連生活部6月研への参加
家庭・地域	○PTA総会・学年懇談等 ・基本方針の説明 ・警察等、関係機関との連携に関わる説明 ・SNS等、インターネット上のいじめ防止に関わる協力要請	〇基本方針のHP公開 〇学校運営協議会における説 明及び協議 ・学校のいじめ防止の取組について	○2者懇談(担任と保護者)

	7月	8月	9月
教職	〇学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	〇学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	〇学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。
員	○相談窓口の紹介 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	〇市主催「生徒指導研究協議 会」への参加	○校内研修・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
生	〇生活・学習Actサミット への参加	〇生活・学習Actサミット を通して学んだ取組の実施	CAP あさひかわ 人権教 育プログラムの実施(中 1)
徒	インターネットトラブル防止の講話(警察と連携)全学年		
家庭・地域	〇保護者懇談会 ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活	〇市主催「生徒指導研究協議 会」への参加	

	10月(強調月間)	1 1 月	1 2 月
教 職 員	○校内研修 ・「生命(いのち)の安全教育」の授業の実施について ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談(いじめアンケートを受けて)	〇学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	〇学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。
生徒	〇いじめアンケート調査② 〇「生命(いのち)の安全教育」の授業 (仮称)旭川市いじめ防止条例に関する授業(全学年)	○生徒会主催のいじめ未然 防止集会の実施(全校生 徒参加型)○教育相談(担任と生徒)	 ○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域		○2者懇談(担任と保護者)	〇保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職	〇学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処 等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認
員		・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討〇教育相談 (いじめアンケートを受けて)	○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの 還流報告
生	〇いじめに関わる取組について、生徒会と忠和小児童会との連携・協議	〇いじめアンケート調査③	○相談窓口の理解
		〇外部講師による, スマホ安 全教室	・スクールカウンセラー, 子どもホットライ ン, 子ども相談支援センターなど
家庭		〇外部講師による, スマホ安 全教室への参加	
· 地 域		○学校運営協議会,保護者懇 談会による協議 ・学校の取組等の評価	